

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

自筆証書遺言の方式が緩和されます！

平成30年 4月号

大幅な民法改正案が、3月13日に閣議決定されました。成人年齢を18歳に引き下げることが大きく報道されていましたが、相続分野では、相続後の配偶者の生活を守る「配偶者居住権」の新設の他に「自筆証書遺言」が見直されることになりました。



●骨肉の争いに備え遺言が重要であることは広く知られていますが、いつでも何処でも作成でき、証人が不要で秘密を保持できる「自筆証書遺言」の成立要件は厳格に定められており、遺言者が、遺言の全文・日付・氏名を自署し、押印しなければなりません。高齢になると文字を書くことすら困難な状況になることがあり、例えば、不動産の表示や銀行口座の特定を全部自分の文字で書くことが大変な作業となってしまいます。

●今般の改正の要綱案によると、遺言書の内「相続財産の明細」については自署でなくてもよくなり、これまでは土地建物の表示には、所在・地番・地目・地積・家屋番号・種類・構造及び床面積等を、預貯金の表示であれば、銀行名・口座の種類・口座番号・名義人等を、全て自分の手で書かなければならなかったものを財産明細についてはパソコンで作成したり、登記簿謄本や銀行通帳等のコピーをそのまま添付し、全ての頁に署名し、これに押印(全て同一の印)すればよいこととなります。又、遺言の加除訂正箇所にはこれまで「署名及び押印」が必要でしたが

「署名のみ」でよいこととなります。

●そして、紛失等の恐れもあった保管方法に、新たな保管制度が設けられます。その概要は、①遺言者は、公的機関(法務局)に遺言書原本の保管をしてもらうことができ、②相続人等は相続開始後に、保管の有無の確認、原本の閲覧、又は正本の交付を受けることができる ③保管された遺言書については「検認」を要しない ④閲覧や正本交付の申請があった場合には、申出人以外の相続人に対しても、遺言書を保管している旨を通知する、といった改正案になっています。ただし、今後の問題として、保管機関の全国統一的な対応の準備や、災害等に備え内容を画像データで別個保管する方法、遺言書の謄本交付や申出人が相続人であることの証明方法、遺言書原本の保管期間等に検討を要するとしています。

●注目すべきは検認の必要が無くなることです。現在の自筆証書遺言は、保管者や発見した相続人が裁判所に検認を請求することになりますが、請求時の添付書類として①遺言者の出生から死亡までのすべての戸籍謄本(相続人が兄妹の場合は遺言者の父母の出生から死亡までの戸籍謄本も必要) ②そして相続人全員の戸籍謄本が必要となりますので、一般的には、検認申立の準備から「検認済証明書」を得て、手続きが完了するまでには2~3ヶ月の期間を要し、その間名義変更はできません。公正証書遺言であればこの検認手続きが必要なく、直ぐに名義変更できますが、作成手数料がかかること、証人が2人以上必要で遺言の内容を秘密にできないこと、手続きが面倒で手間がかかる等のマイナス面を考慮すると、平成34年4月施行を目指すとする新制度の自筆証書遺言の活用を大いに検討しなければならないかと思えます。